

(証券コード8771)

平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
eGuarantee イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江 藤 公 則

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席を賜りますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討賜り、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日(火曜日)午後6時必着にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルームA
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項：1. 第18期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)計算書類報告の件
決議事項：第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 3. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
当社ウェブサイト <http://www.eguarantee.co.jp/ir/ir-library/>

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善により景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外の経済や政策に関する不確実性等が影響し、我が国の景気先行きについては依然として不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、当連結会計年度における企業倒産件数は8,285件となっており、前期比1.6%増加（帝国データバンク調べ）と9年ぶりに増加に転じたものの、依然として倒産は抑制されている状況にあります。

このような環境下、信用リスク保証サービスは引き続き堅調に推移いたしました。信用リスク受託ビジネスにおける裾野拡大を目指し、新たなチャネルとして株式会社琉球銀行他3社と提携いたしました。また、高度な審査力を背景とした細かな保証料率設定や、過去に接触した顧客に対する再アプローチを実施し、顧客ニーズに応じたサービスを提供するなどのコンサルティング営業を展開しました。

事業法人向け保証サービスに係る売上高は4,983,853千円(前期比12.1%増加)となりました。

金融法人向け保証サービスに係る売上高は121,465千円(前期比8.0%減少)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高5,105,319千円(前期比11.5%増加)、営業利益2,276,509千円(前期比7.4%増加)、経常利益2,302,516千円(前期比7.0%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益1,468,570千円(前期比9.9%増加)となりました。また、当連結会計年度末における保証残高は、前期比で15.6%増加し、345,346,878千円となりました。

商品別売上高

(単位：千円)

区 分 別	期 別		第18期 (当連結会計年度)	
	第17期 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日		自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
事業法人向け保証サービス	4,445,009	97.1%	4,983,853	97.6%
金融法人向け保証サービス	131,991	2.9%	121,465	2.4%
計	4,577,000	100.0%	5,105,319	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は564,405千円であります。その主な内訳は、従業員社宅の取得による支出513,876千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第15期	第16期	第17期	第18期
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	(当連結会計年度) 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売 上 高	4,064,572	4,422,327	4,577,000	5,105,319
経 常 利 益	1,562,120	1,857,003	2,152,794	2,302,516
親会社株主に帰属 する当期純利益	904,650	1,111,643	1,335,754	1,468,570
1株当たり当期純利益	44円10銭	53円89銭	64円53銭	69円77銭
総 資 産	9,602,866	10,645,956	11,733,486	14,368,594
純 資 産	6,173,656	7,109,915	8,275,593	9,440,332

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、連結貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P 信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。
3. 当社は、平成30年3月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第15期	第16期	第17期	第18期
	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売 上 高	4,080,949	4,487,221	4,822,412	5,429,684
経 常 利 益	1,441,880	1,723,532	1,962,485	2,160,578
当 期 純 利 益	898,776	1,113,096	1,341,586	1,468,948
1株当たり当期純利益	43円81銭	53円96銭	64円81銭	69円78銭
総 資 産	8,526,149	9,519,700	10,688,420	13,413,094
純 資 産	5,192,127	6,062,746	7,174,531	8,426,461

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定にあたり、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式のうち、貸借対照表上自己株式として表示している「E S O P 信託」の導入により同信託口が所有する当社株式については、普通株式の期中平均株式数に含めております。
3. 当社は、平成30年3月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いております。

当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業(金融機関等を含む)から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化(リスク移転)という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引き受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定するなど、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、単純なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先(顧客)」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額なリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

① 信用リスク受託規模拡大のための販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、販売網を拡大することにより信用リスクの受託規模拡大を図ります。現状、本事業分野において先行者メリットを有しており、幅広い販売網を構築していることが競争力の源泉の一つになっていると考えております。当社グループは、既に地方銀行を中心とした全国的な販売網を構築しておりますが、今後は地方銀行以外の様々な業態の提携先を拡大し、さらなる販売網拡充に取り組みます。

② 売掛債権以外の多様な事業法人向け信用リスク受託の強化

当社グループは企業向け信用リスクの受託事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで、売掛債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権(建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権、輸出債権など)の信用リスク受託に積極的に取り組み、付加価値の高い信用リスク受託を目指します。

③ 金融法人及びインターネット関連サービス企業に向けた保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関が持つ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネス、融資にかかるリスク受託あるいは売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

また、インターネット決済やIT技術を使った新たな金融サービスに関わるリスク受託も行っていくことで、将来の成長分野に対する取組みを強化していく方針であります。

④ 契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに既契約の維持が課題となっております。従いまして、保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでいくとともに更改率の管理体制を強化するなど契約更改率の維持向上を図ってまいります。

⑤ 審査情報データベースの拡充による審査力強化

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、従来保証を使っていなかった顧客層にもアプローチするため、より低価格での信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

さらに、日々増大する信用関連情報のデータベースを活用し、システムにより倒産確率を自動計算することで個社毎に精緻な倒産確率を算出するなど、審査業務の自動化を推進してまいります。

⑥ 流動化手法の多様化

現在当社グループは、受託したリスクについて従来の金融機関に限らずファンドなど幅広くリスク移転先を確保し、流動化手法を多様化しております。今後も更なる流動化手法の多様化に取り組むべく、新たなリスク移転先を開拓することで、安定したリスクの受託及び流動化体制の構築に努めてまいります。

⑦ ビジネスプロセスの高度化

独自に算出した業種毎や個社毎の倒産確率を活用し、リスクセグメントや様々な諸条件に合わせた最適な流動化先の選定業務を自動で行えるよう流動化先選定プロセスのシステム化を推進し、更なる流動化手法の精緻化・最適化を実現します。これにより、信用リスクの受託・分析・審査・流動化という一連のビジネスプロセスの高度化を図ります。

⑧ 人材の登用、育成

企業規模の拡大に対応できるよう経営人材の確保に努めるとともに、保証事業の周辺分野への参入や複雑で多様なリスクの引受けに取り組める体制を整えるべく、社内外から優秀な人材を積極的に登用してまいります。そのため、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育をさらに強化し、高度かつ多様な人材の育成に取り組む方針であります。

⑨ バックオフィス業務の強化

信用リスク受託規模の拡大に対応するため、グループ会社を有効活用し、契約関連事務やデータ登録業務などの各種事務作業をアウトソーシングするなど業務効率化を推進してまいります。また、営業事務の抜本的な見直しにより業務をスリム化するとともに、営業関連事務の効率化を図るべくミドルオフィスを活用した業務体制を構築するなど、信用リスクの受託・流動化事業に伴う事務の取扱いに関する専門性を高めてまいります。さらに、システム開発を強化し、各種業務のシステム化を推進していくことでバックオフィス業務の強化に取り組んでまいります。

(10) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

区 分	事 業 内 容
事業法人向け保証サービス	売掛債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権未回収リスクを受託するサービス
金融法人向け保証サービス	金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービス

(11) 主要な営業所（平成30年3月31日現在）

本 社：東京都港区

支 店：大阪（大阪市）、北海道（札幌市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）

(12) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
149名	20名（増）	31.0歳	4.5年

（注）従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員数

従 業 員 数	前 期 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
142名	20名（増）	30.9歳	4.5年

（注）従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(13) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	当社の 出資比率	主要な事業内容
イー・ギャランティ・ソリューション株式会社	10,000千円	100%	システム開発・保守業務の受託
アールジー保証株式会社	100,000千円	80%	小口売掛債権の保証サービス
イー・ギャランティ・シェアードサービス株式会社	10,000千円	100%	各種事務業務の受託及び不動産の売買・仲介・斡旋・賃貸・管理業務
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合(注)1	800,000千円	50%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・インベストメント1号匿名組合(注)2	285,000千円	82%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・ギャランティ1号匿名組合(注)3	300,000千円	51%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)
クレジット・ギャランティ2号匿名組合(注)4	100,000千円	55%	信用保証事業(企業の信用リスクへの投資)

- (注) 1. 当該匿名組合は、クレジット・リンク・ファンド1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
2. 当該匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が82%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
3. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。
4. 当該匿名組合は、クレジット・ギャランティ2号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が55%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

(14) 主要な借入先の状況(平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 31,360,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,072,200株（自己株式618株を含む。）
- (3) 株主数 3,514名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊藤忠商事株式会社	5,118,400株	24.2%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	3,052,300株	14.4%
株式会社帝国データバンク	1,435,200株	6.8%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	1,404,100株	6.6%
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口9）	1,246,700株	5.9%
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	720,000株	3.4%
江藤 公則	694,400株	3.2%
THE BANK OF NEW YORK	635,200株	3.0%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES	600,000株	2.8%
資産管理サービス 信託銀行株式会社（証券投資信託口）	363,600株	1.7%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（618株）を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）には、E S O P信託による当社株式株を含んでおります。

(5) その他株式に関する重要な事項

株式の流動性を高めるとともに、投資家層のさらなる拡大を目的として、平成30年3月16日付で、普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価等として交付された新株予約権の状況

回次 (1株当たりの発行価額) (1株当たりの行使価額)	権利行使期間	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	保有者数
第8回 (35円) (1,253円)	平成26年1月14日 ～平成31年1月13日	904個	普通株式 180,800株	3名
第9回 (1,692円) (1円)	平成26年7月12日 ～平成56年7月11日	80個	普通株式 16,000株	4名
第10回 (2,012円) (1円)	平成27年7月11日 ～平成57年7月10日	130個	普通株式 26,000株	4名
第11回 (10円) (1,273円)	平成29年5月15日 ～平成37年5月14日	2,700個	普通株式 540,000株	4名
第12回 (60円) (1,273円)	平成31年5月15日 ～平成39年5月14日	1,769個	普通株式 353,800株	4名
第13回 (2,055円) (1円)	平成29年7月12日 ～平成59年7月11日	130個	普通株式 26,000株	4名

(注) 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価等として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
江藤公則	代表取締役社長	
唐津秀夫	取締役執行役員 営業第一グループ長	
永井譲次	取締役執行役員 社長補佐	
邨井望	取締役執行役員 経営管理部長 兼 業務部長	
永沢良一	取締役	
山本和洋	取締役	伊藤忠商事株式会社 金融・保険部門長補佐
山内稔彦	常勤監査役	
山岡信一郎	監査役	株式会社ヴェリタス・アカウンティング 代表取締役社長 山岡法律会計事務所 パートナー 東京八丁堀法律事務所 パートナー
笠浩久	監査役	株式会社レナウン 社外監査役

- (注) 1. 取締役永沢良一氏及び山本和洋氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役山岡信一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役永沢良一氏及び山本和洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社は、監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額は次のとおりであります。

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	92,608千円 (6,243千円)	(注)1、2
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	11,756千円 (11,756千円)	
計 (うち社外役員)	9名 (5名)	104,365千円 (18,000千円)	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額13,287千円を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山本和洋氏は伊藤忠商事株式会社の金融・保険部門長補佐を務めております。同社は、当社発行済株式の総数の24.3%を保有しており、その他の関係会社に該当しております。

監査役山岡信一郎氏は株式会社ヴェリタス・アカウンティングの代表取締役社長及び山岡法律会計事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役笠浩久氏は東京八丁堀法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役笠浩久氏は株式会社レナウンの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- ④ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	永 沢 良 一	当該事業年度開催の取締役会には、13回中12回に出席し、企業の信用調査に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外取締役	山 本 和 洋	当該事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、国内外の保険事業に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外監査役	山 内 稔 彦	当該事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、保険事業に関する豊富な知識や経験から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、16回中16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	山 岡 信一郎	当該事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、公認会計士としての専門的知見から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、16回中16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	笠 浩 久	当該事業年度開催の取締役会には、13回中13回全てに出席し、弁護士としての法的な視点及び幅広い見識から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、16回中16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	18,800千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,800千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の過年度の実績をも踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を致しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ① 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。
- ② その他監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に則り会計監査人の解任又は不再任を株主総会への提出議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、平成18年5月開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部を改訂いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) コーポレートガバナンス

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- ④ 社長直轄の内部監査室を設置して、定期的を実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているかを調査・検証する。また、その監査結果については社長に報告する。
- ⑤ 監査役は独立した立場から、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(ii) コンプライアンス

- ① 社長が任命したコンプライアンス責任者を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進・教育・研修の実施等により、役員及び使用人のコンプライアンス意識の周知徹底及び維持・向上を図る。

- ② 当社の事業に関連する法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要求事項を遵守する基盤を整備する。
 - ③ 通報者の保護を徹底した通報・相談システム（社内及び社外の相談窓口）を充実する。
 - ④ 当社は反社会的勢力と絶対につき合わないという代表取締役の信念のもと、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することにより、関係を一切遮断する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、業務部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応することにより、いかなる利益供与も行わない。
- (iii) 財務報告の適正性確保のための体制
- ① 財務報告の適正性・信頼性確保のため、別途定める「内部統制基本計画書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ② 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
 - (ii) 情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報管理に関する規則・基準等を定めて適切に対応する。
 - (iii) 取締役及び監査役がいつでも上記の情報を閲覧できるよう整備する。
 - (iv) 取締役は使用人に対し「文書管理規程」等に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程・基準を整備し、平時における事前予防体制構築に取り組む。
 - (ii) 具体的には、顧客への与信及び保証限度の設定については規程及びマニュアルを整備しリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組む。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の効率的な職務執行を確保するため、原則として月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - (ii) 「組織規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
 - (iii) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署長が当社における子会社管理責任者として当該子会社の経営を指導・管理する義務を負う。
 - (ii) 子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付ける。また、当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を確立する。
- (イ) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者（(ハ) (ニ)において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 子会社の取締役会に当社役員が出席することにより、業務執行報告を受け、取締役の職務の執行状況を確認する。
- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社の子会社管理規程において、子会社の経営に関する事項・資本政策・決算・役員人事・財務・事業企画・システム開発・その他重要事項などを当社の経営会議による事前承認事項とし、会計監査人の監査報告を当社の経営会議への報告事項と定めるなど、当社グループ全体でのリスク管理体制を整備する。
- (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ業務の執行状況について定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について当社の経営会議で事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- (ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社は「経営理念」「行動規範」を経営の基本として策定し、当社および子会社はその規模や特性に応じて適切なコンプライアンス体制を構築する。これを実践するため「コンプライアンス・プログラム」に基づき、法令・定款の遵守を図る。

- (f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - (i) 当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないものの、監査役が必要と認めた場合は、取締役と協議の上、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。
- (g) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役を補助すべき使用人の監査役補助業務遂行においては、取締役・内部監査室長等の指揮命令は受けないこととする。また取締役はその独立性に関し、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
 - (ii) 監査役補助使用人の人事事項については常勤監査役の意見を尊重する。
- (h) 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 監査役補助使用人は、監査役の指示に従い、自らあるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析等を行わなければならない。
- (i) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (イ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (i) 監査役は、取締役会はもとよりその他経営会議等重要会議に出席することにより経営上の重要事項・業務執行状況等について報告を受ける体制とする。
 - (ii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告する。
 - (iii) 監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。
 - (iv) 使用人は、監査役に対し直接報告できるものとする。
 - (ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - (i) 監査役は、子会社取締役会に陪席すること等により経営上の重要事項・業務執行状況等に関する実情を把握する。
 - (ii) 子会社管理規程があり、これに則って必要な報告を受ける。
 - (iii) 子会社役員は、必要の都度、監査役に対し直接報告できるものとする。

- (j) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
 - (i) 監査役は、通報内容の機密保持を保障する。
 - (ii) 必要に応じ、内部情報提供制度（ホットライン）規程等に準じ適切な措置を講ずる。

- (k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (i) 監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、監査役がその職務の執行について会社に対して、上記を請求したときは、会社は当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。
 - (ii) 監査役会は、職務遂行上必要な費用について、審議のうえ予算を作成し、会社側担当部署に伝える。また臨時、緊急時の費用については所要の手続きをとる。

- (l) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合を持つ。
 - (ii) 内部監査室は監査役との密接な連携を保ち、監査役監査の実効性確保を図る。
 - (iii) 監査役会は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
 - (iv) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) コンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンスに関する事例の報告を実施することで、コンプライアンスの重要性を共有する機会を維持するとともに、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。

- (ii) 内部情報提供制度（ホットライン）規程を定め、社内（コンプライアンス責任者）及び社外（顧問弁護士）の相談窓口を明確にしております。
 - (iii) 月に一度、内部統制の継続的な改善にかかる進捗管理会議を実施し、財務報告に係る内部統制を含む全社レベルでの内部統制システムを継続的に評価し、改善を図っております。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存しております。
 - (ii) 情報の管理については、情報管理規程、関連規則及びマニュアルにおいて情報管理の指針と遵守すべき具体的な事項が示されております。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 経営会議にて、当社事業における信用リスク引受け・流動化に関して、リスクマネジメントの観点より、効率良く迅速かつ適切に方針決定・意思決定を実施する体制が整備されております。
 - (ii) 与信管理規程、リスク移転に関する業務手続規程及び流動化マニュアル等、リスク管理に関連する規程・基準・マニュアルを整備し運用の徹底を図っております。
 - (iii) 基準・マニュアル類については四半期に一度の見直しをルール化することで規程及びマニュアルを整備し、リスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取組んでおります。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 組織規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にすることで意思決定の迅速化や業務執行の効率化を図っております。
 - (ii) 機動的な戦略の実行及び執行責任を明確化することを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社管理規程によって子会社の管理に関する指針が明確にされており、子会社の運営管理に関する事項、月次決算及び予実管理に関しては当社経営会議にて報告され、レビューされております。
 - (ii) 子会社の取締役会に当社役員が出席し、報告される業務執行内容について

毎月レビューするとともに、重要案件については当社の経営会議で事前に協議を行っております。

- (f) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (i) 監査役求めに応じ、監査役職務を補助するための使用人を選任するための体制が整備されております。
 - (ii) 当該使用人の人事事項は、監査役意見を尊重して決定され、また当該使用人は監査役指揮命令のみに従うことで、独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する体制が整備されております。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - (i) 取締役会、経営会議、代表取締役との会合及び内部監査報告会への出席を通じて経営上の重要事項に関する報告を受ける体制を整備しております。
 - (ii) 経営会議規程に基づき、各決議事項・報告事項等の必要事項が監査役へ報告されております。監査役は必要な場合は適宜子会社の取締役、監査役より報告を求め、また子会社の取締役会に必要に応じて陪席しており、経営上の重要事項・業務執行状況等を把握しております。
 - (iii) 使用人が監査役会に直接報告することができるよう監査役会規程を整備しております。
- (h) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
 - (i) 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないよう内部情報提供制度（ホットライン）規程を整備しております。
- (i) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (i) 監査費用請求権については、監査役会規程により確保されております。
 - (ii) 監査役会規程の定めにより、監査役会において必要な費用の予算が確保される体制を整備しております。
- (j) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役会規程において代表取締役と定期的な会合を持つことが定められており、定期的な会合が開催されております。
 - (ii) 四半期毎に会計監査人との会合により当社の会計監査内容についての説明を受けるとともに、適宜、財務報告に係る内部統制についての会計監査人との意見交換会に出席し、必要な情報を得ております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 事業報告中の金額表示は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,918,495	流動負債	4,812,979
現金及び預金	8,453,071	買掛金	3,503
売掛金	36,544	未払法人税等	431,875
有価証券	500,000	前受金	2,549,973
前払費用	1,527,636	保証履行引当金	152,871
未収入金	82,823	賞与引当金	32,000
繰延税金資産	89,985	預り金	1,355,117
その他	228,433	その他	287,639
固定資産	3,450,098	固定負債	115,282
有形固定資産	1,032,287	長期未払金	115,282
建物	658,858	負債合計	4,928,262
器具及び備品	33,256	(純資産の部)	
土地	340,172	株主資本	8,331,180
無形固定資産	117,920	資本金	1,528,064
ソフトウェア	117,920	資本剰余金	938,064
投資その他の資産	2,299,890	利益剰余金	5,936,783
投資有価証券	2,005,814	自己株式	△71,732
その他の関係会社有価証券	95,498	新株予約権	85,577
長期前払費用	562	非支配株主持分	1,023,574
敷金保証金	194,999	純資産合計	9,440,332
繰延税金資産	3,015		
資産合計	14,368,594	負債・純資産合計	14,368,594

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,105,319
売 上 原 価		1,056,288
売 上 総 利 益		4,049,030
販売費及び一般管理費		1,772,521
営 業 利 益		2,276,509
営業外収益		
受 取 利 息	2,156	
有 価 証 券 利 息	22,381	
そ の 他	1,971	26,508
営業外費用		
持分法による投資損失	501	
固 定 資 産 除 却 損	0	501
経 常 利 益		2,302,516
税金等調整前当期純利益		2,302,516
法人税、住民税及び事業税	682,289	
法人税等調整額	26,932	709,222
当 期 純 利 益		1,593,294
非支配株主に帰属する 当 期 純 利 益		124,723
親会社株主に帰属する当期純利益		1,468,570

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,515,607	925,607	4,889,190	△238,132	7,092,271
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株 予約権の行使)	12,457	12,457			24,915
剰 余 金 の 配 当			△420,977		△420,977
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,468,570		1,468,570
自 己 株 式 の 取 得				△536	△536
自 己 株 式 の 売 却				166,937	166,937
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	12,457	12,457	1,047,593	166,400	1,238,908
当 期 末 残 高	1,528,064	938,064	5,936,783	△71,732	8,331,180

(単位：千円)

	新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	72,934	1,110,387	8,275,593
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株 予約権の行使)			24,915
剰 余 金 の 配 当			△420,977
親会社株主に帰属 する当期純利益			1,468,570
自 己 株 式 の 取 得			△536
自 己 株 式 の 売 却			166,937
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,643	△86,813	△74,170
当 期 変 動 額 合 計	12,643	△86,813	1,164,738
当 期 末 残 高	85,577	1,023,574	9,440,332

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,790,945	流動負債	4,871,350
現金及び預金	5,941,992	買掛金	83,389
売掛金	36,931	未払金	246,486
有価証券	500,000	未払費用	37,234
前払費用	1,525,787	未払法人税等	429,513
未収入金	112,034	前受金	2,543,614
繰延税金資産	66,310	保証履行引当金	52,159
その他	607,889	賞与引当金	32,000
固定資産	4,622,149	預り金	1,444,919
有形固定資産	518,509	その他	2,032
建物	327,511	固定負債	115,282
器具及び備品	32,746	長期未払金	115,282
土地	158,251	負債合計	4,986,633
無形固定資産	129,555	(純資産の部)	
ソフトウェア	129,555	株主資本	8,340,883
投資その他の資産	3,974,084	資本金	1,528,064
投資有価証券	2,005,814	資本剰余金	938,064
関係会社株式	100,100	資本準備金	938,064
その他の関係会社有価証券	1,653,283	利益剰余金	5,946,486
長期前払費用	562	その他利益剰余金	5,946,486
敷金保証金	194,999	繰越利益剰余金	5,946,486
繰延税金資産	19,324	自己株式	△71,732
資産合計	13,413,094	新株予約権	85,577
		純資産合計	8,426,461
		負債・純資産合計	13,413,094

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
売 上 高		5,429,684
売 上 原 価		
支 払 保 証 料	1,439,451	
諸 手 数 料	320,881	
保 証 履 行 引 当 金 繰 入 額	1,890	1,762,224
売 上 総 利 益		3,667,460
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,736,002
営 業 利 益		1,931,457
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,104	
有 価 証 券 利 息	22,381	
匿 名 組 合 出 資 利 益	196,391	
そ の 他	9,332	229,210
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89	
固 定 資 産 除 却 損	0	89
経 常 利 益		2,160,578
税 引 前 当 期 純 利 益		2,160,578
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	679,857	
法 人 税 等 調 整 額	11,772	691,630
当 期 純 利 益		1,468,948

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,515,607	925,607	925,607
当 期 変 動 額			
新株の発行（新株 予約権の行使）	12,457	12,457	12,457
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の売却			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	12,457	12,457	12,457
当 期 末 残 高	1,528,064	938,064	938,064

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合 計				
	繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	4,898,516	4,898,516	△238,132	7,101,597	72,934	7,174,531
当 期 変 動 額						
新株の発行（新株 予約権の行使）				24,915		24,915
剰余金の配当	△420,977	△420,977		△420,977		△420,977
当期純利益	1,468,948	1,468,948		1,468,948		1,468,948
自己株式の取得			△536	△536		△536
自己株式の売却			166,937	166,937		166,937
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					12,643	12,643
当 期 変 動 額 合 計	1,047,970	1,047,970	166,400	1,239,286	12,643	1,251,929
当 期 末 残 高	5,946,486	5,946,486	△71,732	8,340,883	85,577	8,426,461

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 酒井 博康 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松下 陽一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士 酒井 博康 ㊞
指定有限責任 社員 業務執行社員	公認会計士 松下 陽一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）に関する報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

イー・ギャランティ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山内 稔彦 ㊟

社外監査役 山岡 信一郎 ㊟

社外監査役 笠 浩久 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第18期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき22.5円
総額 474,110,595円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月28日

第2号議案 監査役3名選任の件

現任の監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">やまうち としひこ 山内 稔彦 (昭和28年3月19日生)</p>	<p>昭和50年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成11年7月 同社リスクマネジメント業務部・企画開発室長兼東京海上リスクコンサルティング株式会社経営企画室長 平成12年7月 同社リスクマネジメント業務部・企画開発室長兼東京海上リスクコンサルティング株式会社取締役経営企画室長 平成13年7月 同社リスクマネジメント業務部長兼東京海上リスクコンサルティング株式会社取締役 平成15年4月 株式会社トータル保険サービス出向、同社リスクマネジメント室・部長 平成16年5月 同社に転籍、同社リスクマネジメント室・部長 平成18年7月 同社執行役員リスクマネジメント室・部長 平成22年4月 同社常務執行役員リスクマネジメント室長 平成25年4月 同社上席常務執行役員兼リスクマネジメント室長 平成27年4月 同社上席常務執行役員 平成28年4月 同社顧問 平成28年6月 当社常勤監査役（現任）</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	やまおか しんいちろう 山岡 信一郎 (昭和44年7月21日生)	平成6年10月 監査法人トーマツ入所 平成11年3月 公認会計士登録 平成19年10月 株式会社ヴェリタス・アカウンティング設立、同社代表取締役社長(現任) 山岡法律会計事務所設立、パートナー(現任) 表参道公認会計士共同事務所パートナー 平成22年6月 当社社外監査役就任(現任) (重要な兼職状況) 株式会社ヴェリタス・アカウンティング代表取締役社長 山岡法律会計事務所 パートナー	—
3	りゅう ひろひさ 笠 浩久 (昭和39年8月4日生)	昭和63年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成6年4月 弁護士登録 坂野・瀬尾・橋本法律事務所入所 平成13年4月 金融庁監督局総務課 金融危機対応室課長補佐(任期付職員) 平成16年4月 東京八丁堀法律事務所 パートナー(現任) 平成19年6月 当社社外監査役就任 平成22年6月 当社社外監査役退任 平成25年6月 当社社外監査役就任(現任) 平成29年5月 株式会社レナウン社外監査役(現任) (重要な兼職状況) 東京八丁堀法律事務所 パートナー 株式会社レナウン社外監査役	—

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 山内稔彦氏、山岡信一郎氏、笠浩久氏は社外監査役候補者であります。当社は3氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

3. 監査役候補者山内稔彦氏は、損害保険会社で長年培われた見識を有し、保険代理店での経験も有していることから、監査役の役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社における社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 監査役候補者山岡信一郎氏は、公認会計士としての専門的な知識・経験等から、監査役の役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

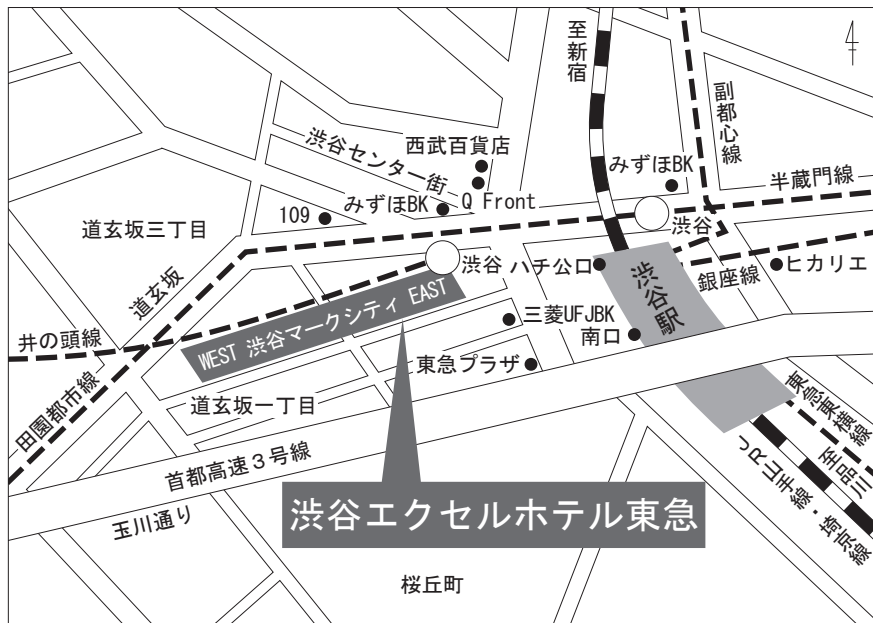
なお、同氏の当社における社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

5. 監査役候補者笠浩久氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法的視点及び幅広い見識から、監査役の役割を十分に果たすことが期待されるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社における社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
6. 山内稔彦氏、山岡信一郎氏、笠浩久氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 山内稔彦氏、山岡信一郎氏、笠浩久氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
8. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、山内稔彦氏、山岡信一郎氏、笠浩久氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。3氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、本招集ご通知添付書類12頁に記載のとおりであります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷エクセルホテル東急6階
プラネッツルームA



(交通のご案内)

JR渋谷駅 (ハチ公口、南口)
東京メトロ半蔵門線・東急田園都市線渋谷駅 (5番出口)
東京メトロ銀座線渋谷駅
東京メトロ副都心線・東急東横線渋谷駅
京王井の頭線渋谷駅